

「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する 情報公表要請の受付について

令和 7 年 8 月 7 日
総務省公共サービス改革推進室

総務省公共サービス改革推進室では、令和 7 年 8 月 7 日（木）から 9 月 5 日（金）までの間、官民競争入札又は民間競争入札¹（いわゆる市場化テスト）の対象とすることで、民間の創意工夫が適切に反映され、より良質かつ低廉なサービスの実現が可能になると考えられる具体的な公共サービスについて、情報公表の要請を民間事業者の方々から募集いたします。

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（公共サービス改革法）は、国の行政機関等が実施する公共サービスについて、国民の立場に立って不断の見直しを行い、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図ることを目的としております。

また、公共サービス改革法では、「公共サービス改革基本方針」を策定又は変更する際に行うこととされている民間事業者からの意見聴取を適切に実施するため、総務省が、公共サービスを実施する国の行政機関等²に対し、公共サービスの業務内容等に関する情報の提出を求め、提出された情報をインターネット等により公表することが定められています³。

総務省では、今年度の「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する意見聴取を、本年 10 月上旬から行う予定としておりますが、これに先立ちまして、8 月 7 日（木）から 9 月 5 日（金）までの間、国の行政機関等が実施している公共サービスの業務内容等について、情報公表の要請を募集いたします。

国の行政機関が自ら実施している事業のうち、民間に委ねることができると考えられるもののほか、既に民間委託されているものの、市場化テストの実施により競争性の改善（より多くの事業者の参入など）が見込まれる公共サービスについても情報公表の要請を受け付けておりますので、下記を御参照の上、お気軽に要請を行っていただきますようお願いいたします。

¹ 「官民競争入札」は、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、質・価格の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担う仕組みであり、実施要項（仕様書等の入札関係資料）の作成、落札者決定のための評価等において官民競争入札等監理委員会の関与が行われるもの。

「民間競争入札」は、「官」は参加せず、質・価格の両面で最も優れた民間事業者が、そのサービスの提供を担う仕組みであり、実施要項の作成等において官民競争入札等監理委員会の関与が行われるもの。

² 「国の行政機関等」には、国の行政機関のほか、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び特殊法人（株式会社であるものであって、株式会社国際協力銀行及び株式会社日本政策金融公庫以外のものを除く。）が含まれる。ただし、国の行政機関のうち、人事院及び会計検査院は含まれておらず、国会（立法）及び裁判所（司法）は公共サービス改革法の対象外である。

³ 公共サービス改革法第 7 条第 4 項及び第 9 項

なお、お寄せいただいた要請については、関係行政機関等に対し、情報公表資料の提出依頼を行った後、当室ホームページ⁴にて情報を掲載・公表します。また、御提出いただきました要請書の内容について、当室からヒアリングを依頼する場合がございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

記

1. 募集する情報公表要請の内容

- ① 国の行政機関が自ら実施している事業であるものの、民間に委ねることができると考えられる公共サービスの実施体制・実施方法等
- ② 既に民間委託されているものの、市場化テストの実施により競争性が改善されると考えられる公共サービスの実施体制・実施方法等
- ③ その他、本年10月上旬を目途に実施予定の「公共サービス改革基本方針の見直しに関する意見募集」に対応するため事前の情報公表が必要なものに関する情報の公表要請を募集いたします。

(注) なお、地方公共団体の実施する公共サービスは対象ではありませんので、御注意ください。

(記入例)

情報の公表要請を行う事業：現在〇〇省が実施している△△事業

要請理由：現行の△△事業について、市場化テストを実施することで、業務の質の改善や経費の削減等が図られるのではないかと考えていることから、△△事業の現状について情報の公表を求める。

過去に市場化テストの対象となった事業については、以下の総務省ホームページ「法に基づく入札の対象外とされた事業一覧」を御覧ください。

[「法に基づく入札の対象外とされた事業一覧」](#)

(URL : https://www.soumu.go.jp/main_content/001016223.pdf)

重要な提案については、公共サービス改革推進室から、関係行政機関等に対し、情報公表資料の提出依頼を行った上で、国の行政機関等の公共サービスに関する以下の項目について、当室のホームページにて掲載・公表できるように関係行政機関等と調整します。

⁴ http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/koukyo_service_kaikaku/momiji/2016/jouhou.html

＜公表する情報＞

① 事業の内容

事業概要、業務量等

② 実施体制

人員、事業所数等

③ 実施方法

具体的実施方法、業務の性質上重視される事項

④ その他、参考となる情報

2. 募集期間

令和7年8月7日（木）から9月5日（金）まで

3. 提出方法

以下のいずれかの方法にて御提出をお願いします。

① インターネット（下記 e-Gov のページリンクからアクセスしてください。）

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

※ページ上部の「案件一覧」タブを選択いただき、「意見募集案件」の検索欄にキーワードとして、案件名（「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する情報公表要請の受付について）を御入力の上、検索いただきますようお願いいたします。

② 電子メール

要請書様式に御記入いただいた後、PDF 形式に変換したファイルを電子メールに添付の上、下記アドレスに送信してください。

③ 郵送又は持参

記入済みの要請書を下記宛先に御提出ください。

郵送の場合は、封筒の表面に「情報公表要請書在中」と朱書きしてください。

＜宛先＞

総務省 公共サービス改革推進室内 意見募集担当

住所：〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎1階

メールアドレス：kousa●soumu.go.jp

※迷惑メール防止対策のため、●を、@に置き換えてください。

4. その他

① 要請内容の詳細等を確認するために、情報公表要請書に記載された連絡先に公共サービス改革推進室から問合せをさせていただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

② 郵便事故や通信事故により未着となった要請書については、本募集においては

受け付けかねますので、御了承ください。なお、当室より到着した旨の御連絡はしておりませんので、要請書の到着を確認されたい場合は、当室までお電話をいただけるようお願いします。

- ③ 「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する意見の募集については、本年10月上旬頃に募集を行う予定です。
- ④ 要請をお寄せいただいた方の氏名、メールアドレス等の個人情報については、御意見の内容確認等、「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する情報公表要請の受付に係る連絡目的に限って利用することとし、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、適正な管理を行います。

(問合せ先)

総務省公共サービス改革推進室内 意見募集担当

TEL:03-5501-2046

要 請 書

総務省公共サービス改革推進室内 意見募集担当 宛て

[氏名]（法人・団体等の場合は、法人・団体名、部署名及び担当者名）
[住所]
[電話番号]
[電子メールアドレス]
[情報の公表要請をする事業（具体的な事業名等）]
[要請の理由]

○用紙が足りない場合は、適宜、追加してください。

○メール送付の場合：kousa●soumu.go.jp へ本書を PDF 形式に変換して送付してください。

※迷惑メール防止のため、●を@に置き換えてください。